

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例を廃止する条例の制定について

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例を廃止する条例

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例(平成15年条例第48号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた住宅改造居宅介護支援員の派遣に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

(提出理由)

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例(平成15年条例第48号)を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。